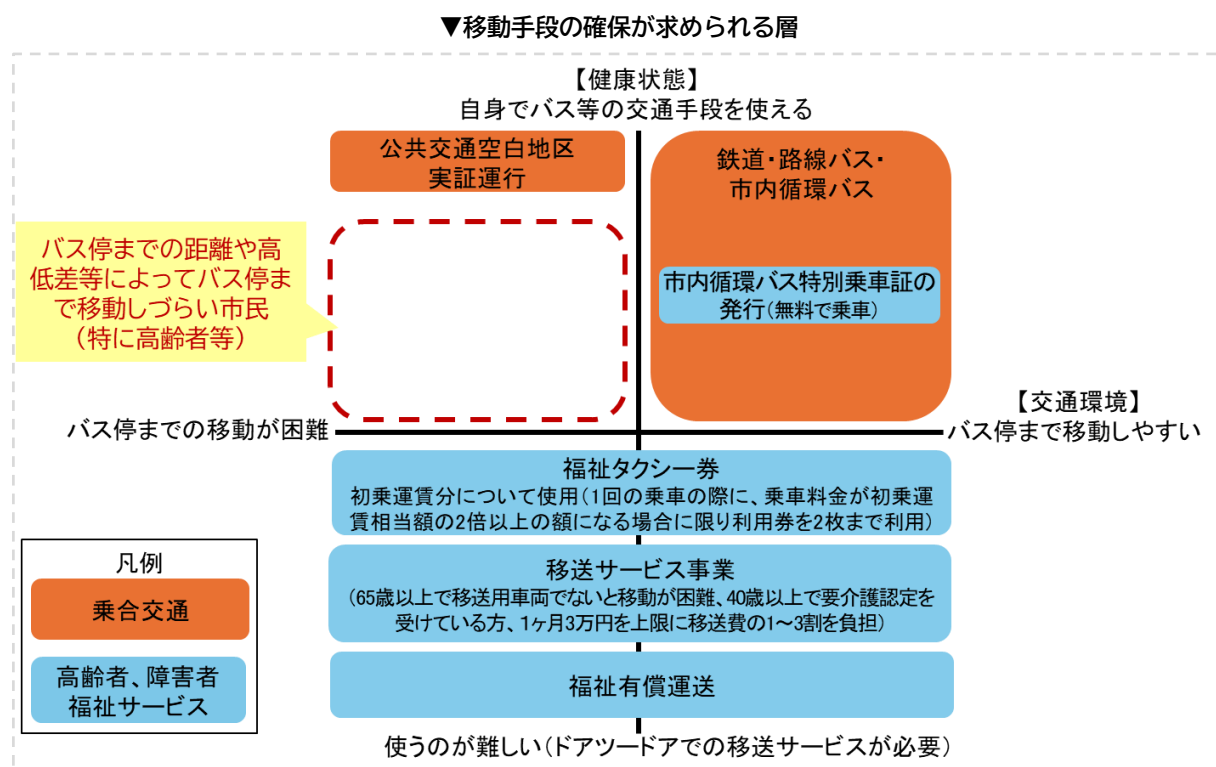


【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性⑥ バス停まで歩いていくのが難しい高齢者等の移動手段の確保

■施策の考え方

- 都市建設部が行っている面的な交通ネットワークの構築と、福祉部で実施している福祉の移動支援のはざまにいる方、具体的には、バス停までの移動が困難な方で、福祉の移動支援を受けられない方などを支援するため、外出支援につながる新たな移動支援の導入を目指す。
- デマンド交通（タクシーの利用補助）など、ドアツードアもしくはそれに近い形で運行できる手段を検討する。



■事業効果

- バス停まで歩いていくことが難しい市民の移動手段が確保され、外出が促進される。

■具体的な施策

施策⑥-1 高齢者等を対象とした移動支援策の導入

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑥-1 高齢者等を対象とした移動 支援策の導入	実証運行 → 本格運行 or 見直し					

■具体的な施策の実施方針

施策⑥-1 高齢者等を対象とした移動支援策の導入

(事業主体：朝霞市、交通事業者)

- バス停までの移動が難しい高齢者等の外出支援・移動支援に向け、ドアツードアもしくはそれに近い形の交通手段を導入する。
- デマンド交通※（タクシーの利用補助）などから最適な方法を選択し、実証運行を行って効果や他の交通手段への影響を検証するとともに、制度設計の継続的な見直しを行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・都市建設部、福祉部で連携し最適な交通手段を選定、実証運行及び効果検証を実施
交通事業者	・朝霞市の委託を受け運行

【他市の事例】

(埼玉県富士見市 出典：富士見市ホームページ)

- ・「富士見市デマンドタクシー（タクシー補助制度）」は70歳以上の方、要支援・要介護認定者及び事業対象者、障がいのある方（福祉タクシー券の対象者を除く）、妊婦、未就学児を対象としたタクシーの利用補助の仕組みで、予約には事前の利用登録申請が必要となる。
- ・富士見市内の駅で乗車する場合、専用のタクシー乗場から乗車する。
- ・補助額は利用料金の半額、1回あたり600円が補助の上限で、利用回数の上限は年度内12回。
- ・運行は月曜～土曜の8時30分～17時30分までの間で、委託を受けたタクシー会社に直接電話して予約。

▼富士見市デマンド交通利用案内（一部）

新 富士見市デマンドタクシー

(タクシー補助制度) 新たな制度で運行いたします

令和5年 4/1 ▶▶▶ 令和6年 3/31

毎日運行(12/29から1/3を除く) 午前8時30分から午後5時30分まで

利用回数 年度内12回

補助額 利用料金の半額 (10円未満切捨て)

ただし、1運行の上限補助額は600円です

登録できる方

- 富士見市に住民登録があり、下記のいずれかに該当する方
- 70歳以上の方
- 要支援・要介護認定者及び事業対象者
- 障がい等のある方 (ただし、福祉タクシー券の対象者を除きます)
- 障害者手帳もしくは障害者受給者証をお持ちの方
- 妊婦
- 未就学児

有効期間：3年間

ただし、70歳未満の要支援・要介護認定者、事業対象者、障がい等のある方は、有効期間満了の期間とします

妊婦の方は、出産予定日+60日とします

利用可能経路

例：①富士見市内 ⇄ 富士見市外

②富士見市内 ⇄ 富士見市内

乗車地、降車地のいずれか一方が富士見市内である運行

利用には事前に登録申請が必要

利用方法などの問い合わせは市へ
都市計画課 計画・交通グループ
TEL:049-251-2711 内441・408

①事前申請

- 登録方法(申請に記載の履歴情報が必要となります)
- 指定用紙に必要事項を記入し、下記へ提出してください
- 提出先
 - 市役所、各出張所、子ども未来応援センター(妊婦のみ)
 - (履歴情報をご提供ください)
 - 郵送またはFAX(履歴情報の写しを添付) 049-254-0210

②電話連絡 ※事前予約不可

③乗車お支払い

- 指定した場所でお待ちください
- 乗車時、利用登録証を提示してください
- 降車時、補助額引き後の乗車料金をお支払いください

ご利用上の注意

●利用には、事前登録が必要です。

事前登録ができる場所

- ①都市計画課 各出張所 ③子ども未来応援センター(妊婦のみ)
- ※郵送・FAXでの申請は、都市計画課のみ受け付けています。

事前登録申請に必要な確認書類

- 70歳以上の方 氏名、生年月日、現住所が分かるもの
- 要支援・要介護認定者 ①介護保険被保険者証
- 及び事業対象者 ②氏名、生年月日、現住所が分かるもの
- 障がい等のある方 障害者手帳もしくは障害者受給者証
- 妊婦 ①母子健康手帳
- 経緯 ②氏名、生年月日、現住所が分かるもの
- ※写しを提出いただく際、経緯の方の氏名、生年月日、現住所が分かるページ
- 未就学児 氏名、生年月日、現住所が分かるもの

●富士見市福祉タクシー券の対象者(下記の方は除きます)。

- ・身体障害者手帳の1級又は2級の障害を有するもの
- ・療育手帳の④又はAの障害を有するもの
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の障がい等を有するもの
- 富士見市の福祉タクシー券との併用はできません。

問合せ先／富士見市役所都市整備部 都市計画課 計画・交通グループ

住所：富士見市大字鶴馬1800番地の1 電話：049-251-2711(内線441・408) FAX：049-254-0210

【福祉部会での検討過程】

	開催日	概要
第1回	令和7年7月28日(月)	・対策案を比較検討し、デマンド交通(タクシー補助)について具体的な検討を開始することを決定
第2回	令和7年8月7日(木)	・バス事業者及び専門家へのヒアリング結果について報告 ・担い手及び予算の確保について確認
第3回	令和7年10月17日(金)	・先進自治体及び専門家等へのヒアリング結果について報告 ・制度設計案について承認

【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性⑦ 広域連携による移動手段の維持・確保

■施策の考え方

- 市境付近に居住する住民の中では、和光市駅、志木駅の周辺を生活圏とするケースも見られる。
- 限られた人員で各々の住民を効率的に輸送するため、市内循環バス等を周辺自治体と連携して運行する検討を行う。

■事業効果

- 広域連携によって効率的な運行が可能になり、移動手段の確保がしやすくなる。
- 双方の自治体の財政負担が軽減される。

■具体的な施策

施策⑦-1 周辺自治体と連携した公共交通の運行に向けた検討

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑦-1 周辺自治体と連携した公共交通の運行に向けた検討	協議・調査・検討 					

■具体的な施策の実施方針

施策⑦-1 周辺自治体と連携した公共交通の運行に向けた検討

（事業主体：朝霞市、周辺自治体）

- 市内循環バスの膝折・溝沼線は新座市及び和光市との市境付近、根岸台線は和光市との市境付近を運行し、宮戸線は一部志木市内に乗り入れている。
- 和光市、新座市ではコミュニティバス、志木市ではデマンド交通の運行を行っており、一部は本市の市内循環バスとも運行事業者が重なっている。
- 周辺自治体と定期的に協議する場を設け、自治体が運行するコミュニティバス、デマンド交通について、広域連携することで運行の効率化や公共交通空白地区の解消などに繋がらないか検証を行うとともに、連携のスキームを検討する。

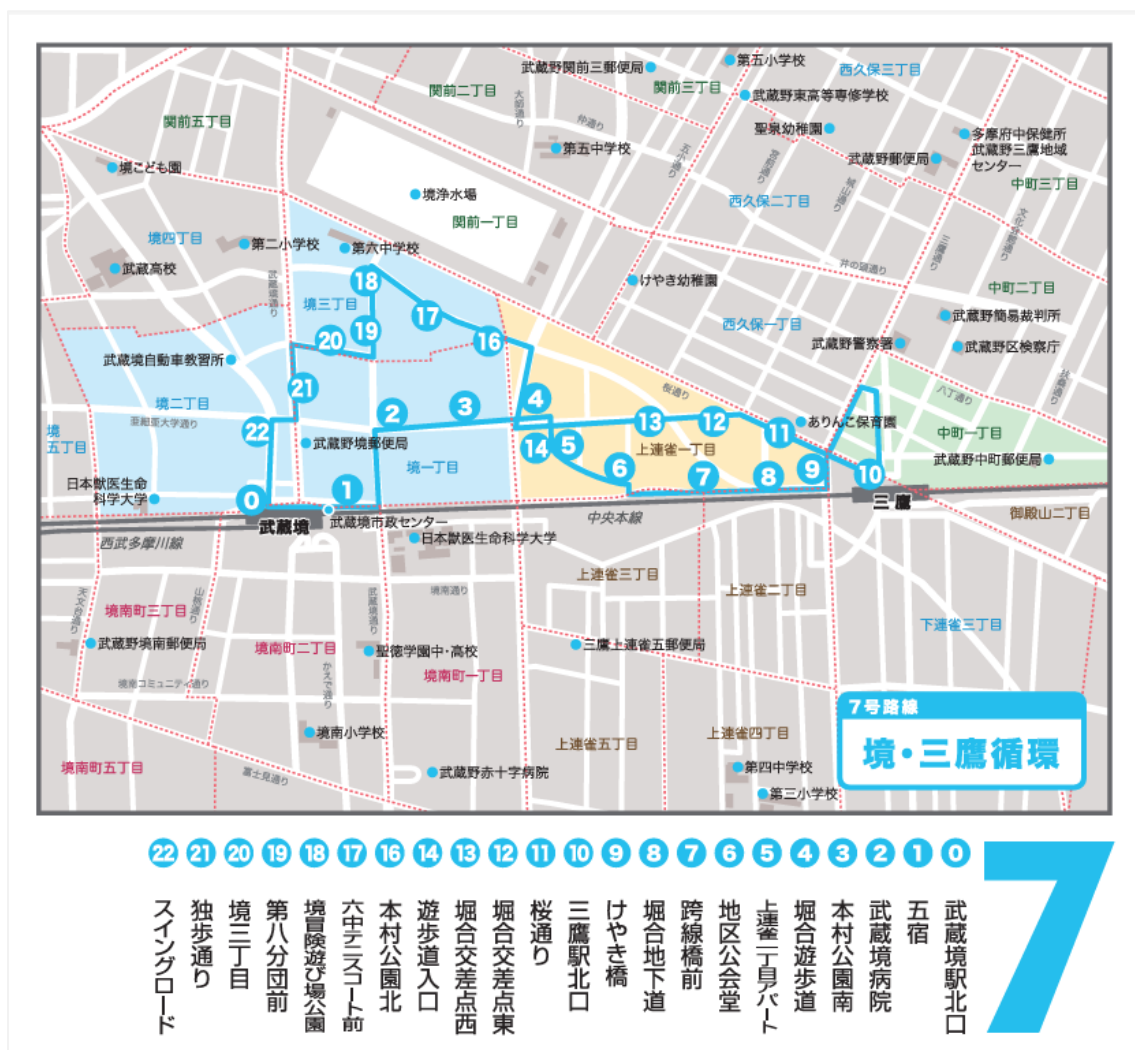
事業主体	実施内容
朝霞市	・協議の場の設定 ・効率的な運行のあり方、広域連携のスキームの検討
周辺自治体	・効率的な運行のあり方、広域連携のスキームの検討

【他市の事例】

(東京都武蔵野市・三鷹市 出典：武蔵野市ホームページを加工作成)

- ・武蔵野市のコミュニティバス「ムーバス」の「境・三鷹循環（7号線）」は三鷹市のコミュニティバス「みたかシティバス」の路線を兼ねた共同運行路線になっている。
- ・この路線は JR 武蔵境駅北口を起終点とした循環路線であり、市街地が両市の市境を跨いで広がっていることから、繰り返し市境を跨ぐような経路で運行している。
- ・この共同運行に向けて、両市と運行事業者である小田急バス株式会社の三者で協定を結び、運行経費の負担等について取り決めている。

▼武蔵野市 ムーバス「境・三鷹循環（7号線）運行経路」



【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性⑧ 路線バスの維持・確保

■施策の考え方

- 地域間や近隣市町村への移動の利便性の維持のため、路線バス網の維持・確保に取り組む。路線の維持の条件や、必要な支援のあり方を検討するため、交通事業者との協議を定期的に実施する。
- 市内を運行する路線バス事業者が利用できる待機スペースを設けることで回送での運行回数を削減するなど、運行の効率化ができないか検討する。
- 今後、路線バスの廃止等の申し入れがあった場合に備え、どのように対応するか検討するフローを確立する。



東武バスウエスト



国際興業バス



西武バス

■事業効果

- 路線バスの維持・確保により、面的な地域公共交通体系が確保される。

■具体的な施策

施策⑧-1 路線バスの維持・確保への取組

施策⑧-2 駅周辺などでの待機スペースの確保

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑧-1 路線バスの維持・確保への取組	情報収集・調査・検討					
施策⑧-2 駅周辺などでの待機スペースの確保	短期的な取り組みの検討・実施					
	中長期的な取り組みの調査・検討					

■具体的な施策の実施方針

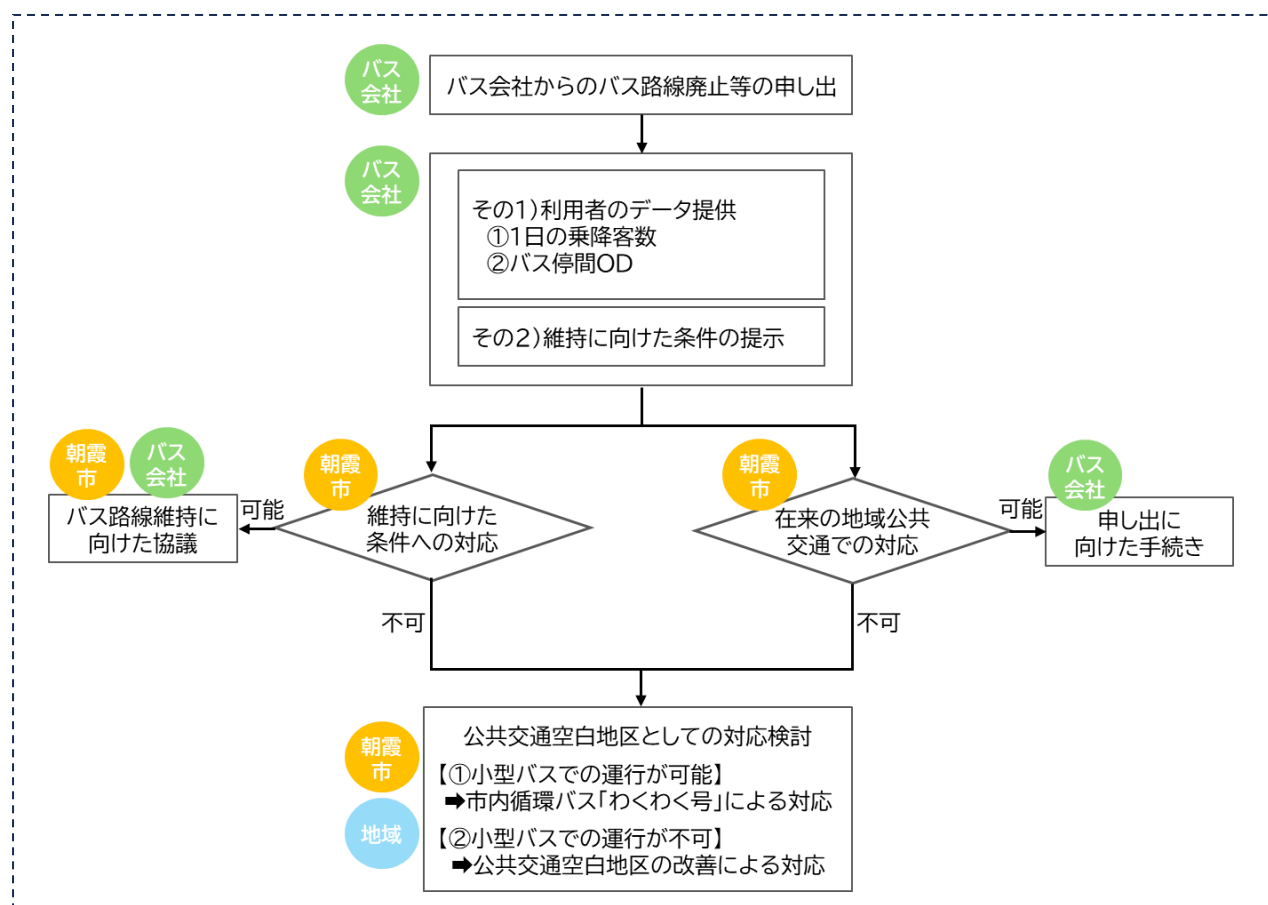
施策⑧-1 路線バスの維持・確保への取組

(事業主体：朝霞市、バス事業者)

- 市内循環バスの運行計画において、路線バスと競合しない運行経路の設定や、路線バスとの運賃格差の是正により、バス交通網の持続性が保たれるようバス事業者と調整を図る。
- 新規路線バスの参入や誘致を促進するため、交通事業者等からの相談に積極的に対応する。
- バス事業者から路線廃止等の相談があった場合、公共交通網の維持・確保に向けて以下のフローに則り代替交通等の検討を行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・バス事業者との調整・協議を積極的に実施する
バス事業者	・朝霞市と調整・協議しながら、維持・確保に努める

▼路線バス事業者からの廃止申し出後の検討フロー



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
路線バスの維持・確保への取組	情報収集・調査・検討					

施策⑧-2 駅周辺などでの待機スペースの確保

(事業主体：朝霞市、バス事業者)

- 朝霞市内を運行する路線バス・市内循環バスの運行事業者は、いずれも市内に営業所を持っておらず、朝夕や休憩のための回送にかかる時間や費用が運行を継続する上で負担となっている。
- 短期的には、朝霞駅南口駅前広場内の運用を見直すことで、一時的に駐停車が可能なスペースが生み出せないか検討を行う。
- 中長期的には、駅周辺に各事業者が共同で利用できる待機スペースを整備できないか検討を行う。
- 機能面や用地の制約などを勘案し、駐車場、操車場、バスターミナル等の整備形態の中から適切なあり方を検討する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・整備のあり方の調査・検討、・事業者との調整、・用地の確保、整備
バス事業者	・整備のあり方の検討に向けた朝霞市との意見交換

【他市の事例】

(神奈川県相模原市 出典：国土交通省 総合交通メールマガジン第121号)

- ・神奈川県相模原市では、鉄道駅のない田名地区における公共交通の充実を求める要望に対応するため、バスやの乗り場・降り場や待機スペース、タクシー乗り場、駐輪場、待合室などを備えた「田名バスターミナル」を市で自ら費用負担して整備し、平成26(2014)年より供用開始している。
- ・ターミナルの整備により、長大路線の分割が可能になり、運行の効率化や定時性の向上が実現、他に各方面へのアクセス性の向上、利用者の増加などの効果が得られた。

(神奈川県綾瀬市)

- ・市内に鉄道駅の無い神奈川県綾瀬市では、市役所の敷地内にロータリーが設けられ、路線バス、コミュニティバス、高速バス、タクシーが乗り入れるほか、シェアサイクルポート、駐輪場、来庁者向けの駐車場が設けられた市の中心的な交通結節点となっており、ロータリー内でバスが時間調整を行うことが可能である

▼相模原市 田名バスターミナル



▼綾瀬市役所のバスロータリー



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
駅周辺などでの待機スペースの確保	短期的な取り組みの検討・実施					
	中長期的な取り組みの調査・検討					

【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性⑨ 市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直し

■施策の考え方

- 市内循環バスは、路線バスを補完し面的な需要をカバーする地域公共交通として欠かせないものとなっているが、令和6(2024)年に運転手不足や改善基準告示への対応による減便、内間木線の運行からのバス事業者の撤退などの事態が生じている。
- 利用者のニーズに応じた運行サービスの向上を図り、収支の改善に努めるとともに、路線バスの動向に応じて初乗り運賃の改定を行う。



■事業効果

- ダイヤ変更やルート見直し等による、市内循環バスの利便性向上及び利用促進が期待される。
- 危険なバス停の改善により、運行の安全性が向上する。

■具体的な施策

施策⑨-1 利用実態に応じた運行計画の見直し

施策⑨-2 利用状況や道路状況を踏まえたバス停の再配分

施策⑨-3 路線バス初乗り運賃と均衡の取れた運賃の検討

施策⑨-4 地域の交通資源（民間送迎バスなど）を含めた多様な交通手段の検討

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑨-1 利用実態に応じた運行計画の見直し	調査・検討・実施					
施策⑨-2 利用状況や道路状況を踏まえたバス停の再配分	検討・実施					
施策⑨-3 路線バス初乗り運賃と均衡の取れた運賃の検討	情報収集・検討・（必要に応じ）実施					
施策⑨-4 地域の交通資源（民間送迎バスなど）を含めた多様な交通手段の検討	情報収集・検討・（必要に応じ）実施					

■具体的な施策の実施方針

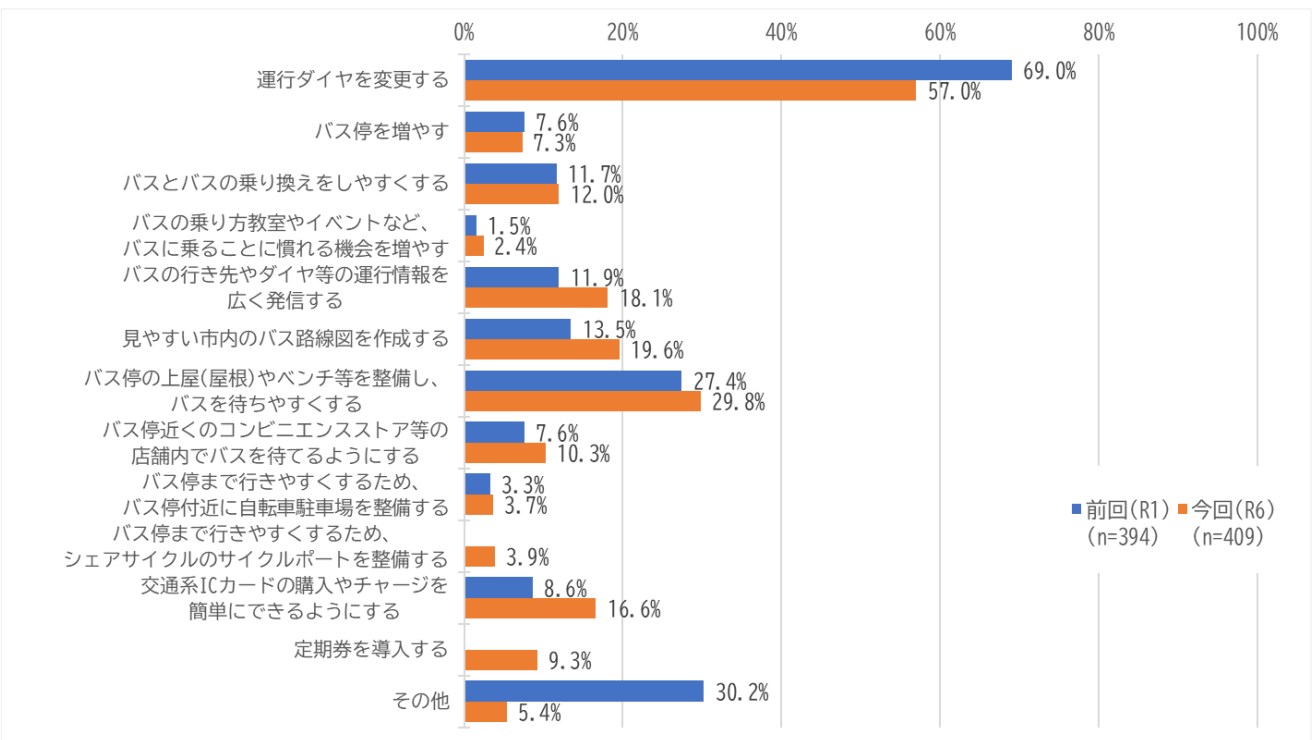
施策⑨-1 利用実態に応じた運行計画の見直し

(事業主体：朝霞市、運行事業者)

- 市内循環バスは、路線バスを補完し、道路状況等の環境が整っている地域を限られた人員と予算の中で運行している。
- 令和 6(2024)年には改善基準告示の改正により運転手の稼働時間がより限られることから、減便などの運行計画の見直しを行っており、またバス事業者による運行の維持が難しくなった内間木線については、タクシー事業者によるワゴン車での運行に切り替えている。
- 令和 6(2024)年の運行計画見直し後の利用実態の変化や、今後路線バスの減便・廃止等があった場合にその影響なども踏まえながら、必要に応じて運行計画の見直しを検討する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・利用実態に応じ運行計画を検討する
バス事業者	・朝霞市と調整・協議しながら、運行計画の見直し支援 ・運行管理

利用を増やすために必要な取り組み 市内循環バス利用者アンケート調査
(令和元(2019)年 11 月、令和 6(2024)年 10 月)



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
利用実態に応じた運行計画の見直し			調査・検討・実施			

施策⑨-2 利用状況や道路状況を踏まえたバス停の再配分

(事業主体：朝霞市、運行事業者)

- 交差点の近くや坂道にある危険なバス停※、市民からの設置要望が多い箇所のバス停、バス停の利用状況、道路状況等を踏まえ、新たなバス停設置や現行のバス停の位置を再検討するなど、バス停の再配分を実施する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・ 利用者のニーズや現況のバス停位置を把握し、再配分を検討
バス事業者	・ 朝霞市と調整・協議しながら、バス停位置の検討

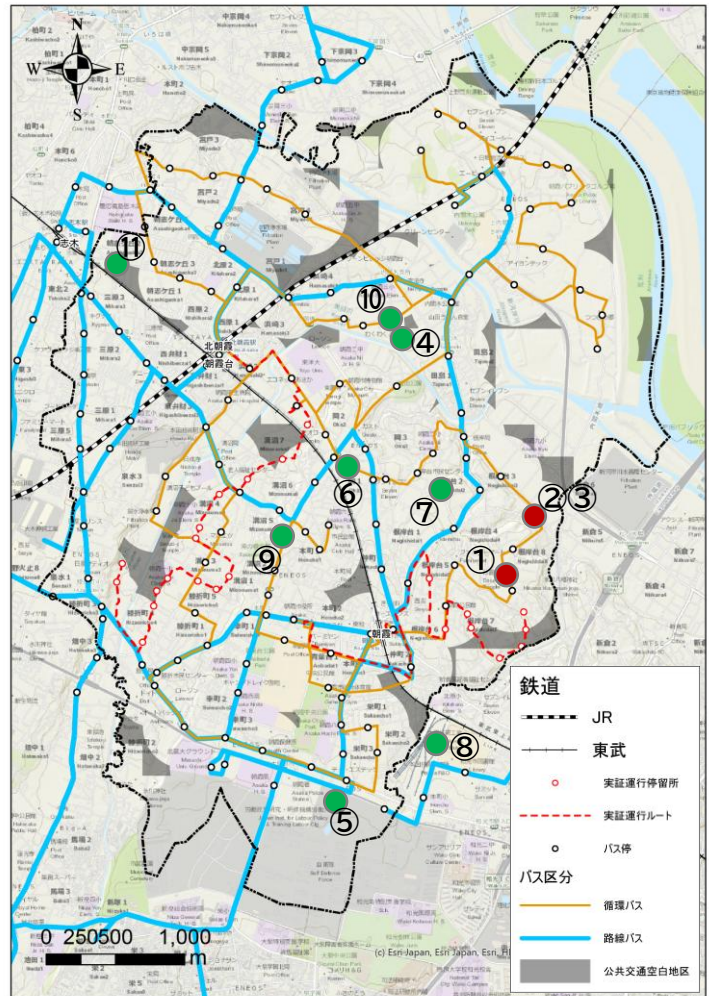
【再検討が必要な箇所（案）】

図面番号	対策未実施の「危険なバス停」
①	根岸台保育園（朝霞市役所方向）
②	根岸台4丁目（わくわくどーむ方向）
③	根岸台4丁目（朝霞市役所方向）

図面番号	市民からの要望箇所
④	第二朝霞聖地霊園
⑤	陸上自衛隊広報センター

図面番号	市内循環バス利用者アンケートにおける要望箇所
⑥	岡二丁目～岡一丁目東の間
⑦	根岸台市民センター
⑧	本田技研工業の前（和光市）
⑨	本町一丁目～滝の根公園の間
⑩	わくわくどーむ～内間木支所の間
⑪	朝志ヶ丘一丁目の志木市との境界付近

▼要望のあるバス停



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
利用状況や道路状況を踏まえたバス停の再配分	検討・実施					

(事業主体：朝霞市、運行事業者)

- | 事業主体 | 実施内容 |
|-------|---------------------------------------|
| 朝霞市 | ・バス事業者と調整・協議しながら、運賃の見直しを行い、利用者への周知を図る |
| バス事業者 | ・朝霞市と調整・協議しながら、情報共有を図る |

事業者	初乗り運賃	備考
国際興業	220 円 (小児 110 円)	令和 7(2025)年 4 月改定
西武バス	180 円 (小児 90 円)	
東武バスウエスト	200 円 (小児 100 円)	令和 5(2023)年 7 月改定

令和7年
3月31日

ハッピーバス時刻表

京成津田沼駅内ルート バス乗降所

- 京成津田沼駅入口
- 青森町東入口
- 磯崎西入口
- 津田沼三丁目
- 荒更南口
- 八幡公園
- 津田沼一丁目
- 第五中学校
- 第五小学校
- 芝罘西口
- テイワース津田沼
- 芝罘北口

☆☆ 乗換えバス停 ☆☆ 運賃変更地点

※ 京成津田沼駅は海浜公園方面行きの停留所です。

京成津田沼駅外ルート バス乗降所

- 京成津田沼駅入口
- 京成津田沼駅
- 習志野第一病院前
- 習志野市役所前
- 大久保小学校
- 浪江三丁目
- 浪江遊園地
- 浪江二丁目
- 浪江までの保育園
- 第三中学校
- 第七中学校
- 香芝公園
- 香芝公園(緑の公園)
- 香芝小学校
- 香芝三丁目
- おやま公園
- 香芝公園東
- 香芝公園中央
- 香芝公園西
- 中央防衛研修所
- 総合福祉センター
- 習志野地区センター
- カブツヅキ習志野
- 秋津運動公園入口
- 第二工業学校
- 第二中学校
- 海浜公園一帯のあたり

☆☆ 運賃変更地点

▲ 習志野市役所で時間調整を行います。

☆☆☆☆ ルートを乗り換える場合 (京成大久保駅ルート⇔京成津田沼駅ルート)

- ①「ICカード利用の方」も「現金利用の方」も必ず乗車時に「整理券」をお取りください。
- ②最初に降車するバスで、先をお伝えいただき、運賃を「全額」お支払いください。
- ③「乗換券」をお渡ししますので、乗換先のバスで降車時にご運転手にお渡しください。

☆☆ 運賃変更地点
ここを超えて乗車する場合
大人 現金 210円
IC 120円
子ども 現金 110円
IC 105円
※ 運賃特例があります

京成大久保駅ルート バス乗降所

- 新津田沼駅入口
- 五反田駅前
- 第五中学校
- 芝罘西口
- 津田沼一丁目
- 浪江遊園地
- ミニストップ
- 大久保一丁目
- 大久保二丁目

- 三光公園
- 大久保一丁目
- 京成大久保駅北口
- 京成大久保駅南口
- 芝罘西口
- 本工大五反田
- 保健所
- 大久保二丁目
- 実習棟南口
- 実習棟北口
- 実習棟保健センター

- 大久保小学校南
- 大久保小学校
- 済生会習志野病院
- 習志野市民センター
- 八幡公園
- 日生工業団地
- 大久保郵便局

☆☆ 乗換えバス停 ☆☆ 運賃変更地点

平日のみ運行

● 〇 ● のバス停について

済生会習志野病院経由の京成大久保駅ルート
〔新津田沼駅北口〕→〔教習館福祉センター〕
4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18
〔東部保健福祉センター〕→〔新津田沼駅北口〕
5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19のみの運行です。

乗車方法について

- 全ルート使えます。行先及び別ルートの乗換で運賃が変わりますので、**【乗車時に必ずICカードのタッチまたは】現金支払をお願いします。**
- ☆☆☆ ルートを乗り換える場合、「乗車時に必ず『整理券』をお取りください。」
- バスとスマホ(ICカード)利用 ※車いす利用可(乗車時に運転手に申し出てください。)

運賃について

【乗車料】成人 現金 210円 IC 120円 子ども 現金 110円 IC 105円
【乗車料】現金 210円 IC 120円 子ども 現金 110円 IC 105円
【乗車料】現金 210円 IC 120円 子ども 現金 110円 IC 105円

- 運賃特例として京成津田沼駅 内陸ルートと「習志野市役所」停留所間の乗車は、運賃変更地点を超えても標準運賃で乗車できます。
- 新小戸営業所可能な定期券「ハッピー-PASS」が月5,000円で下記販売
 - 都心営業所 営業時間 年中無休 9:00~13:00 / 14:00~17:00
 - JR津田沼駅北口/伏見駅発売所 営業時間 平日 15:00~20:00 / 土休日 9:00~13:00
 - ヤマザキショップ 習志野市役所店(市庁舎グラウンドフロア) 販売時間 平日 9:00~18:00 ※現金は現金のみ
- 障がい者割引(割引率50%) 障がい者手帳または「ミラロ ID」をご提示ください。
- 無料送迎割引(割引率50%) ノーカーアシスト優待証をご提示ください。

お問い合わせ先(お忘れ物) ● 京成バス 新都心営業所 ☎ 047 (453) 1581

43

施策⑨-4 地域の交通資源（民間送迎バスなど）を含めた多様な交通手段の検討

（事業主体：朝霞市、民間事業者）

- 公共交通空白地区の対応の1つとして、地域組織が検討した有償運行の実現に、関係者との合意形成や道路整備により時間を要する場合は、代替案として民間送迎バスの活用を検討する。
- 市内循環バスの運行を乗合交通の事業者のみで賄いきれなくなった場合に、民間送迎バスを活用し、部分的に補完することを検討する。
- 自動運転システムの実現等、昨今の動向を踏まえ、多様な交通手段の確保について、他市の事例等情報収集に努める。

事業主体	実施内容
朝霞市	・対応が可能な民間事業者や、運行形態の整理 ・民間事業者と協議・調整を行い、民間送迎バスの活用を検討
民間事業者	・朝霞市と協議・調整・運行管理

【他市の事例】

（千葉県松戸市）

- ・千葉県松戸市では、高齢者の外出支援を目的にしながら、だれもが利用でき、運賃は無料の自家用無償運行を実施。車両は市が購入した時速 20 km/h 未満で公道を走ることができる電動車（グリーンスローモビリティ）を活用し、地域のボランティアが運行している。小型バスのような車両であるが、車幅がミラーを除くと 1.5m であり、狭い道幅にも運行が可能。



（その他の事例）

市町村：事業名	対象	内容
埼玉県ときがわ町：公共ライドシェア※によるバス路線の維持	規定なし	運転手不足により維持が困難となった民間路線バスの代替手段として、公共ライドシェア（事業者協力型自家用有償旅客運送制度）を活用し、バス事業者の運行管理のもと、二種免許を持たないドライバーが運転する町営バスという形で路線を維持
千葉県船橋市：高齢者支援協力バス事業	65 歳以上の市民	老人福祉センターが有する送迎バスの空き時間を利用し、高齢者等を対象に医療センターへの送迎、交通不便地域の移動を支援
千葉県我孫子市：送迎バスの空席を活用した高齢者等の外出を応援	65 歳以上の市民、身体に障害のある方	自動車教習所や病院、大学、市の福祉施設への送迎バスの空席を活用して、高齢者や障がい者の外出を支援
高知県香南市：スクールバスへの一般利用者の混乗化、空き時間の市営バスとしての活用	規定なし（18 歳未満、18 歳以上の高等学校在籍者は無料）	スクールバスの一部の便には、一般利用者也乗車できる混乗方式を導入。また登下校時間帯以外の空き時間は市営バス（コミュニティバス）として運行

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
地域の交通資源（民間送迎バスなど）を含めた多様な交通手段の検討	情報収集・検討・（必要に応じ）実施					

【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性⑩ バス待ち環境の充実

■施策の考え方

- 停留所には上屋やベンチの設置は令和元(2019)年の市民アンケートにおいて要望が多く、令和5(2023)年から令和6(2024)年にかけて3箇所のバス停にベンチの設置を行っており、継続的に整備を進める。
- バス待ち環境の整備には導入コストや維持管理のコストが想定されることや、道路幅員等の物理的な要因による設置が困難な場所もあることから、現状を調査し、交通結節点や医療機関、商業施設、公共施設等の利用状況等を踏まえながら、整備箇所を整理する。
- 併せて、民間・公共施設を活用したバス待ちスポットの創設やベンチ設置費用の一部の寄附を募り、設置することで利用者や地域住民の休憩施設としても有効活用する。

■事業効果

- 市民からの要望が高く、利用促進が期待される。特に到着時刻が不安定なバス停においては、バス待ちによる不満を和らげる効果が期待される。
- 買い物や公共施設の催し物の情報収集などバス利用者やバス待ち環境の提供者にも有益となることや、市民にとって愛着のある場所を創設されることにもつながる。

■具体的な施策

施策⑩-1 上屋、ベンチ等の設置箇所の抽出と整備検討

施策⑩-2 バス待ち環境の充実に向けた財政面の工夫

施策⑩-3 「バスまちスポット」「まち愛スポット」の啓発活動の継続

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑩-1 上屋、ベンチ等の設置箇所の抽出と整備検討	整備箇所抽出・実施					
施策⑩-2 バス待ち環境の充実に向けた財政面の工夫	手法の検討・実施箇所抽出・実施					
施策⑩-3 「バスまちスポット」「まち愛スポット」の啓発活動の継続	情報収集・検討・実施					

■具体的な施策の実施方針

施策⑩-1 上屋、ベンチ等の設置箇所の抽出と整備検討

(事業主体：朝霞市、バス事業者)

- 利用者が多いバス停や要望が多いバス停において、上屋やベンチ等の設置箇所を抽出し、整備検討する。
- 上屋やベンチの設置に必要な幅員は 2m 程度で、設置後の歩道の有効幅員は 2m 以上が基本となるため、現状の歩道幅員から物理的に設置が難しい箇所も見られるため、民地を活用して上屋やベンチの設置ができそうな箇所を抽出・整備するほか、道路環境に応じて「省スペースベンチ」を活用する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・利用実態や要望等を考慮し、バス事業者と調整・協議しながら、上屋やベンチ等の設置箇所の抽出・整備検討を行う
バス事業者	・朝霞市と調整・協議しながら、整備検討する

【上屋やベンチの設置例】

▼市内の上屋設置例



▼市内の民地を活用したベンチ設置例



▼整備事例(栄町三丁目バス停:令和 5(2023)年施工)



省スペースベンチ

(出典：株式会社サンポール ホームページ)



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
上屋、ベンチ等の設置箇所の抽出と整備検討	整備箇所抽出・実施					

施策⑩-2 バス待ち環境の充実にに向けた財政面の工夫

(事業主体：朝霞市、民間企業、地域住民)

- 民間企業の広告付きバス停や上屋の整備により、広告料収入を原資として、維持管理等を行い、バス事業者や朝霞市の費用負担を軽減する。
- バス停のベンチ設置費用の寄附を募集することで、地域住民の公共交通に対する意識の向上や利用促進につなげるとともに、バス事業者や朝霞市の費用負担を軽減する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・民間企業と調整・協議しながら、広告付きバス停が設置可能な箇所の抽出・整備検討を行う ・寄附・協賛等の要領を整理し、地域住民・地元企業に呼びかけを行う ・応募があった場合は、即時に対応し、調査・検討・整備・維持管理を行う
民間企業	・朝霞市と調整・協議しながら広告付きバス停の整備や、協賛の検討を行う
地域住民	・設置要領等を確認したうえで、寄附の申し込みを行い、朝霞市に整備を促す

【他市の事例】

(埼玉県さいたま市 出典：さいたま市ホームページ)

- ・バス停上屋に広告版を添加することで、広告事業者が広告収入によって上屋の製造、設置、維持管理を行い、バス事業者や自治体が費用負担をすることなく、上屋整備を推進している。

▼広告付きバス停の設置例



(埼玉県毛呂山町 出典：毛呂山町ホームページ)

- ・バスの利用環境向上や出歩きやすいまちづくりのため、趣旨に賛同した個人・事業者からの寄付でコミュニティバス停留所にベンチを設置している。
- ・ベンチは寄付者が用意し、名前を入れることが可能。設置・管理は町で行う。

▼寄附によるベンチ設置例



(東京都文京区 出典：文京区ホームページ)

- ・コミュニティバス「B-ぐる」の運行経費を確保するため、地元の企業・団体からの協賛を募っており、協賛金の金額に応じて車体への企業名の表示やバス停のネーミングライツ、車内でのアナウンス等の特典を提供している。

▼「B-ぐる」協賛メニュー

協賛メニュー・メリット

協賛メニューは、協賛金に応じて様々な特典が受けられます。

協賛メニューの概要

協賛メニューは、協賛金に応じて様々な特典が受けられます。

協賛メニューのメリット

協賛メニューは、協賛金に応じて様々な特典が受けられます。

協賛メニューのデメリット

協賛メニューは、協賛金に応じて様々な特典が受けられます。

協賛メニューの問い合わせ先

協賛メニューは、協賛金に応じて様々な特典が受けられます。

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
バス待ち環境の充実にに向けた財政面の工夫	手法の検討・実施箇所抽出・実施					

施策⑩-3 「バスまちスポット」「まち愛スポット」の啓発活動の継続

(事業主体：朝霞市、沿道施設)

- 埼玉県が出歩きやすいまちづくりの一環として登録を行っている「バスまちスポット」や「まち愛スポット」について、朝霞市では令和6(2024)年10月時点で「バスまちスポット」13箇所、「まち愛スポット」7箇所が登録されている。
- 市内の登録箇所の多くは公共施設であり、民間の商業施設等の登録も増えるよう啓発活動を継続する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・バス停周辺の民間施設や公共施設に、バスまちスポットやまち愛スポットとしての登録を促す
沿道施設	・バスまちスポットやまち愛スポットの申請を行い、バス待ち環境の整備を図る

【バスまちスポット・まち愛スポット概要】

(出典：埼玉県ホームページ)

「バスまちスポット」

- (1) バス停留所の近くで、バスを気軽に待つことができる施設（おおむね50m圏内）
- (2) バス時刻表を掲示または配布
- (3) ステッカーを掲示

▼「バスまちスポット」「まち愛スポット」ステッカー



「まち愛スポット」

- (1) バス停留所まで歩くときに休憩できる施設（おおむね500m圏内）
- (2) バス時刻表を掲示または配布
- (3) ステッカーを掲示

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
「バスまちスポット」「まち愛スポット」の啓発活動の継続	情報収集・検討・実施					

【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性⑪ 運転手の確保に向けた対策の実施

■施策の考え方

- 公共交通の運転手不足はかねてから問題となっていたが、令和 6(2024)年に改善基準告示が改正され、労働時間の規制が強化されたことでより深刻化し、喫緊な対応が求められている。
- バス・タクシー事業者では、定年等で退職する運転手の人数に対して採用数が追いついておらず、長期的に事業を継続するため、若年層・女性などが働きやすい就業環境を整えるのが望ましい。
- 運転手募集の周知活動に協力するとともに、状況に応じて公共職業安定所や交通事業者等と連携して就職相談を検討する。

■事業効果

- バスの運転手確保により、運行サービスの維持・向上が期待される

■具体的な施策

施策⑪-1 運転手募集の継続的な周知活動

施策⑪-2 運転手の就職相談

施策⑪-3 運転手が働きやすい環境の整備

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5 年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
施策⑪-1 運転手募集の継続的な周知活動	継続して実施					
施策⑪-2 運転手の就職相談	継続して実施					
施策⑪-3 運転手が働きやすい環境の整備	実施					

■具体的な施策の実施方針

施策⑪-1 運転手募集の継続的な周知活動

(事業主体：朝霞市、バス・タクシー事業者)

- バスやタクシーの運転手の高齢化や免許保有者の減少により、運転手不足が課題となっている反面、朝霞市内の高齢化は進行しており、地域の足となる公共交通のサービス水準を維持することが求められていることから、運転手の確保が重要となっている。
- 市の広報やホームページを活用した周知活動や若年層・女性などが働きやすい就業環境・勤務形態を検討し、継続的な周知活動を行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・バス・タクシー事業者と協力して、市の広報やホームページを活用して、運転手募集の周知活動を行う
バス事業者	・若年層や女性など、誰もが働きやすい就業環境や勤務形態を検討し、継続的な周知活動を行う

【他市の事例】

(埼玉県所沢市 出典：所沢市ホームページ)

- ・所沢市では、バス運転手だけでなくタクシードライバーの募集を行っている事業者を紹介しているほか、業界団体による仕事の魅力を発信する WEB サイトのリンクをホームページに掲載している。

▼所沢市ホームページにおける運転手募集の周知

地域公共交通の担い手探手を応援しています！

更新日：2025年8月2日

所沢市内を中心に活躍する路線バス運転士やタクシードライバーになりませんか

市内の地域公共交通は、路線バス運転士あるいはタクシードライバーにより支えられています。しかしながら、現在、この担い手が減少してきております。

- ・車を運転する仕事に就きたい
- ・所沢市内や市の周辺で働きたい
- ・若いうちに、バリバリ働いて収入を得たい
- ・シニアだが・・・子育て中だけど・・・定職について仕事がない
- ・自分の時間を確保しつつ、マイペースで仕事がしたい・・・

このようなことを考えている方は、一度、下記の事業者にお問い合わせみてはいかがでしょうか。また、お近くこのような方がいたら、一度、このホームページをご覧いただくようすすめてはいただけませんか。

注意

- ・バスやタクシーを運転するために必要な運転免許の取得をサポートする制度を設けている事業者があります。
- ・日本版ライドシェアのドライバーを募集している事業者があります。
- ・所沢市内での勤務が難しい事業者があります。確認をお願いします。

地域公共交通の担い手募集の支援 (PDF: 333KB)

(鹿児島県 出典：YouTube 鹿児島県公式チャンネル)

- ・鹿児島県では、バス、タクシーの運転手や整備士など公共交通の担い手の不足に対応するため、バス運転手の仕事の風景ややりがいについて PR する動画を作成し、県の公式 YouTube チャンネルにおいて配信している。

▼鹿児島県公式チャンネルの PR 動画



施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
運転手募集の継続的な周知活動	継続して実施					

施策⑪-2 運転手の就職相談

(事業主体：朝霞市、国土交通省、防衛省、バス・タクシー事業者)

- 運転手確保に向け、バス・タクシー事業者等と協力して、バス運転手に興味がある人や働いてみたいと思っている人を対象とした説明会等の開催、他の行政機関や事業者の主催する説明会の共催など、運転手の採用活動の後方支援を行う。
- 特に自衛官は大型免許や自動車整備士資格を保有している人が多く、また他の職種と比べて定年も早いことからバス運転手として活躍できる素地のある人材がいることが期待され、令和 6(2024)年には国土交通省と防衛省、業界団体によって再就職支援に向けた申合せが締結されている。

事業主体	実施内容
朝霞市	・ 運転手の就職説明会の開催、共催及び告知
国	・ 就職説明会、運転体験会の開催
バス・タクシー事業者	・ 関係者と連携し、就職説明・相談に対応

【他市の事例】

(北海道日高振興局 出典：日高振興局ホームページ)

- ・ 日高振興局と自衛隊札幌地方協力本部、地元バス事業者の共催で、「自衛官向けバス運転体験会・就職説明会」を陸上自衛隊静内駐屯地で開催



施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
運転手の就職相談		継続して実施				

施策⑪-3 運転手が働きやすい環境の整備

(事業主体：朝霞市、埼玉県、バス・タクシー事業者)

- 事業所の施設整備など、公共交通の運転手の労働環境の向上を通じ就職の促進、離職の抑制を目指す。
- 市内循環バスについては、運転手が長時間の休憩を取れる場所が不足しており、車両の待機スペースも含め確保の検討を行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・補助金の申請手続き等を通じ、事業者の施設整備に協力する ・市内循環バスの運転手の休憩施設の確保を検討する
埼玉県	・公共交通運転手不足対策促進事業による補助金交付等の支援
バス・タクシー事業者	・事業所のトイレ、更衣室等の整備などを通じ、働きやすい環境づくりを推進する

【公共交通運転手不足対策促進事業補助金】

- ・埼玉県による女性運転手の採用・定着促進に向けた補助金で、補助の条件は以下のとおりとなっている

■補助対象者：

公共交通事業者（乗合バス・タクシー）のうち、中小企業者で一定の要件を満たす事業者（県内に営業所等がある、女性運転手に係る採用計画の提出など）

■補助対象経費：

女性専用トイレ、女性専用更衣室、女性専用休憩室、ほか知事が認めるもの（シャワールーム、託児スペース等）

■補助件数：5 社 ■補助率：補助対象経費の 1/2

■補助限度額：1 社あたり 200 万円



施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
運転手が働きやすい環境の整備			実施			

【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性⑫ 公共交通の利用促進に向けた意識の醸成

■施策の考え方

- 運転免許の自主返納※に併せて、バスの乗り方を案内する。
- 低炭素社会に向けて、環境負荷の低減、二酸化炭素の排出量の削減などを目指し、自家用車による移動から自転車や公共交通機関利用への転換を促進する。併せて、公共施設利用者への公共交通機関の利用の促進を図る。
- 自家用車移動から公共交通機関利用への転換を促すためには、利用者の意識改革（モビリティ・マネジメント※）が重要であることから、公共交通の利用啓発や潜在需要の掘り起こしのための施策を検討する。

■事業効果

- 高齢者の公共交通の利用促進が期待される。
- 自家用車から公共交通への利用転換が図られ、環境負荷の低減が期待される。

■具体的な施策

施策⑫-1 運転免許自主返納の啓発

施策⑫-2 各交通手段が一体となった公共交通の総合的案内による利用者の利便性向上（再掲）

施策⑫-3 公共交通のセールスポイントの発信

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑫-1 運転免許自主返納の啓発	継続して実施					
施策⑫-2 各交通手段が一体となった公共交通の総合的案内による利用者の利便性向上（再掲）	検討・作成・更新					
施策⑫-3 公共交通のセールスポイントの発信	継続して実施					

■具体的な施策の実施方針

施策⑫-1 運転免許自主返納の啓発

(事業主体：朝霞市、警察、地域住民)

- 認知機能・身体機能の低下等により安全運転に不安のある方が運転免許を自主的に返納することができるよう、啓発活動を行う。
- 自主返納の際に、併せてバス等の運行案内を紹介し、バス利用の促進を図る。

事業主体	実施内容
朝霞市	・運転免許自主返納の啓発を継続的に実施するとともに、公共交通の利用促進を図る
警察	・運転免許の自主返納者に公共交通の運行案内を紹介する
地域住民	・運転に自信がなくなった場合などに自主返納を行い、公共交通を利用する

▼朝霞市運転免許自主返納啓発事業チラシ

朝霞市にお住いの皆さんへ 運転に自信がなくなったら… 運転免許の自主返納を考えてみませんか

朝霞市運転免許自主返納啓発事業

市では、認知機能・身体機能の低下等により安全運転に不安のある方が運転免許を自主的に返納することができる運転免許自主返納を啓発するため、自主返納した市民の方に対し、**市内循環バスの回数券**、又は**タクシー利用券**を交付します。

①市内循環バスの回数券(100枚分) **18,000円相当**
又は
②タクシー利用券(20枚分) **10,000円相当**
を交付します。
(①、②のどちらか、1人1回限り)

対 象
平成31年4月1日以降に運転免許を自主返納し、自主返納した日および申請日のいずれにも朝霞市に住民登録がある方

受付期間
随時受け付けております。
(土日、祝日、年末年始を除く、午前9時から午後5時まで)

注意
運転免許を失効した方は対象となりません。

申請から回数券orタクシー利用券交付までの流れ

1 運転免許を自主返納する
→朝霞警察署にて返納受付
●受付時間：午前9時00分～午前11時00分 [月曜日から金曜日まで]
午後1時00分～午後3時30分 [祝日、年末年始は休み]

※他の警察署や運転免許センターでも返納できますが、受付時間等については各返納先にお問い合わせください。

○返納についての詳細は、朝霞警察署までお問い合わせください。
朝霞警察署 048-465-0110

※令和8年度からは施策⑥-1に基づく新たな移動支援を実施予定。

【他市の事例】

(千葉県船橋市 出典：船橋市ホームページ)

免許証 返す勇気も 長寿の秘訣

運転免許証の自主返納 考えてみませんか

運転免許証自主返納のすすめ

医療法人昭和会 千葉病院 院長
千葉県南部認知症医療センター長
小松 尚也

我々医師は、認知機能が低下している方には、早めに運転免許証を自主返納することをお勧めしています。

人間には、さまざまな機能を危険なものかどうか判断する認知機能が備わっています。これは自動車を安全に運転するために欠かせません。この機能が低下すると、運転技術がたとえ悪くなったと感じなくても、自動車をぶついたり、こすったりするなど事故を起こす危険性が高まります。

その一方で、ご本人は長寿の間、自動車運転をして一生涯の生活を支えてきた自覚は当然お持ちだと思います。診療の際は、ご本人の運転に対するお気持ちや考えをよくお聞きして、そのうえで自主返納に了解していただけるように努めていきたいと考えております。

ご家族やご本人の近くにいる方が取得する場合も、タイミングやかける言葉だけでなく、返納後の生活のことまで考えることがとても大事です。医師と相談しながら、ご本人に適した自主返納の仕方を考えていきましょう。

令和6年10月 船 橋 市

- ・チェックリストにより、免許返納を促す工夫や、返納後のサポート等について、分かりやすくまとめられている。

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
運転免許自主返納の啓発	継続して実施					

施策⑫-2 各交通手段が一体となった公共交通の総合的案内による利用者の利便性向上(再掲)

(事業主体：朝霞市、交通事業者)

- 現在の市のホームページでは路線バスや市内循環バス等の公共交通に関する情報が一目でわかりにくいいため、市内を運行する路線バス及び市内循環バスの運行情報案内を市のホームページで一括に提供し、利用者の利便性向上を図る。

➡再掲のため 20 頁 施策⑫-1 を参照

施策⑫-3 公共交通のセールスポイントの発信

(事業主体：朝霞市、交通事業者)

●バスの魅力を周知させるため、バスの乗り方教室やバスの PR イベント開催を検討する。

事業主体	実施内容
朝霞市	- 市内の既存のイベント等でバスを展示し、バスに自由に乗車・写真撮影等ができるようにすることや、乗り方教室等を開催することで、バスの魅力を PR する - 広報紙など市の保有する媒体を通じて、公共交通を利用するメリットを発信する
バス事業者	バスの整備風景や営業所の見学等を開催し、バスの魅力を PR する

▼朝霞市防災フェア(令和 6(2024)年 11 月)での市内循環バス車両の展示



【他市の事例】

(埼玉県吉川市 出典：広報よしかわ 2024 年 10 月号)

・広報紙で特集を組み、公共交通の利用者減少や担い手不足といった現状を発信するとともに、「環境にやさしい」「健康の維持」「家計にやさしい」などのメリットを発信している

▼広報紙での「みんなで乗ろう！公共交通」特集



(兵庫県神戸市 出典：神戸市ホームページ)

・市バスの利用促進のため、利用するメリットを提示する「神戸市バスことわざ」をホームページで公開するとともに、期間限定で車両にラッピングして運行した実績もある

▼神戸市バスことわざ



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
公共交通のセールスポイントの発信	継続して実施					

【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性⑬ 地域が率先して地域公共交通を守り育てる意識の向上

■施策の考え方

- 市内循環バスや公共交通空白地区に導入する新たな交通手段の運行サービスを維持・向上させていくためには、地域（市民）で利用を心がけ、一定の運賃収入を確保する必要がある。
- 朝霞市の費用負担の現状を理解していただくため、市内循環バスの車内や広報紙等に利用状況や運行経費の現状の掲示を検討する。
- 利用が低下しこのままの状況が続くと減便や廃止を余儀なくされる路線等については、利用を促すため、利用状況等の現状を掲示することも検討する。
- 公共交通空白地区の先行検討地区においては、新たな公共交通の導入にあたり、合意形成を円滑に進めるための地域組織を立ち上げ、市と連携しながら運行計画の検討などを行っている。同様の取り組みを進めていくとともに、地域において主体的に公共交通の確保の取り組みを進める人材の発掘・育成を目指す。

■事業効果

- 地域の公共交通に対する意識が向上され利用促進が図れることや効率的な公共交通の運行により、持続可能な地域公共交通の実現が期待される。

■具体的な施策

施策⑬-1 市内循環バスの車内等に利用状況や行政負担の状況を示した資料の掲示

施策⑬-2 地域住民が主体となった組織・活動の立ち上げ

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑬-1 市内循環バスの車内等に利用状況や行政負担の状況を示した資料の掲示	継続して実施					
施策⑬-2 地域住民が主体となった組織・活動の立ち上げ	情報収集・立ち上げ ワークショップ・研修等実施					

施策⑬-2 地域住民が主体となった組織・活動の立ち上げ

(事業主体：朝霞市、地域住民)

- 公共交通空白地区への導入ガイドラインを踏まえ、地域の要望に応じて、朝霞市と連携しながら住民の意見を取りまとめ、運行計画の検討・見直しを進める地域組織を立ち上げる。
- 市内循環バスや新たな公共交通の運行計画の継続的な改善を行うため、立ち上げた地域組織を中心に、ワークショップ等を通じて朝霞市と意見交換を行う。
- 将来的に自家用車などを活用した住民主体の運行を行う、地域が直接運行事業者と契約するなど、幅広い運行のあり方を視野に入れるため、地域の中で議論をリードしていきけるコア人材の育成に繋がる研修などの実施を検討する。

▼上内間木地区の地域組織における
運行計画の検討

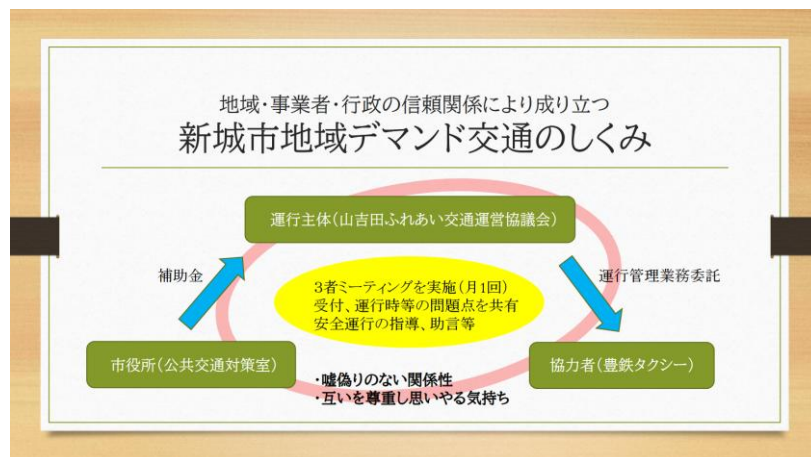


事業主体	実施内容
朝霞市	・地域組織との連携・協力 ・地域におけるコア人材の発掘・育成
地域住民	・朝霞市が作成するガイドラインを基に、運行計画に向けた組織の立ち上げ

【他市の事例】

(愛知県新城市 出典：国土交通省中部運輸局「これならできるかも！？地域公共交通活性化の取組事例集」)

- ・地域組織である「山吉田ふれあい交通運営協議会」が運行事業者となり、運行管理・点検を豊鉄タクシー(株)と締結し、交通空白地有償運送を実施。行政は補助金により運行を支援。



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
地域住民が主体となった組織・活動の立ち上げ		情報収集・立ち上げ ワークショップ・研修等実施				

【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性⑭ 地域公共交通の持続可能性と公共交通空白地区の改善が両立する評価基準等を定め PDCA サイクルによる運行管理の実施

■施策の考え方

- 朝霞市が事業主体となる市内循環バスや公共交通空白地区に導入する新たな公共交通を、将来にわたって維持、発展させていくためには、利用状況や導入効果を検証し、より効果的、効率的な運行計画に発展させていくことが必要である。
- そのためには、運行を必要に応じて見直す“ものさし”となる定量的な評価基準が必要である。
- 市内循環バスにおいては、内間木線と他の路線では、沿線の人口密度の状況が異なることから、地域特性に応じた基準づくりを行う。基本的には、運行経費に対する運賃収入の割合を基準化する。
- 公共交通空白地区において新たな交通手段を導入する場合、運行する地域によって、人口密度や運行計画によって収支率が異なることが想定されるため、評価基準となる収支率等は柔軟に設定する。

■事業効果

- 市民意識の向上により利用促進が期待される。

■具体的な施策

施策⑭－１ 市内循環バス、公共交通空白地区の改善策の運行を定期的に継続、見直しを判断するための PDCA サイクルの作成

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5 年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
施策⑭－１ 市内循環バス、公共交通空白地区の改善策の運行を定期的に継続、見直しを判断するための PDCA※サイクルの作成						

作成・運用



■具体的な施策の実施方針

施策⑭－１ 市内循環バス、公共交通空白地区の改善策の運行を定期的に継続、見直しを判断するための PDCA サイクルの作成

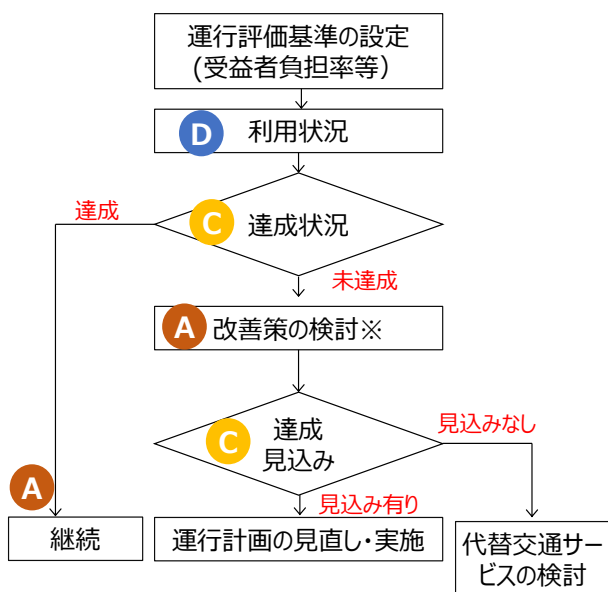
(事業主体：朝霞市)

- 市内循環バスは受益者負担率等により路線毎に評価する。
- 公共交通空白地区において新たな交通手段を導入する場合、運行する地域によって、人口密度や運行計画等によって収支率が異なることが想定されるため、評価基準となる収支率等は柔軟に設定し、評価する。
- 公共交通空白地区の改善は、実証運行段階では導入ガイドラインに沿って行い、本格運行の場合は市内循環バス同様に路線毎に評価する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・評価基準を設定し、市内循環バスや新たな公共交通の運行について、適宜評価を行う

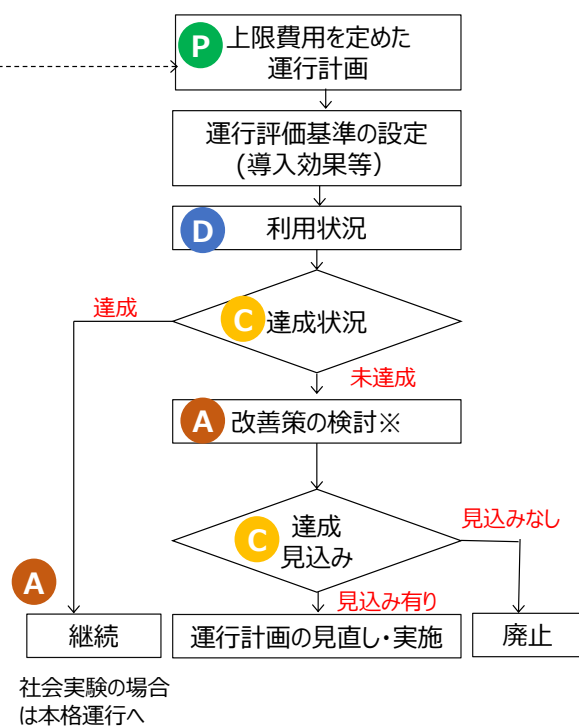
【PDCA サイクルについて (例)】

▼市内循環バスの PDCA



※) 地域公共交通協議会での合意形成

▼公共交通空白地区に導入する新たな公共交通の PDCA



社会実験の場合は本格運行へ

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
市内循環バス、公共交通空白地区の改善策の運行を定期的に継続、見直しを判断するための PDCA サイクルの作成						
	作成・運用					

第5章 計画の達成状況の評価

Ⅰ 評価指標及び数値目標

本計画における計画目標に対する施策の進捗状況を明確にするため、目安となる評価指標と目標値を設定する。目標値は、現況値に対する目標として設定し、計画期間に合わせ、令和12(2030)年度とする。

だれもが快適に移動できる
地域公共交通体系の実現
【計画目標Ⅰ】

- 方向性① 公共交通空白地区の改善に向けた生活道路の整備や新たな公共交通の段階的な導入
- 方向性② 総合的な交通情報案内サービスの提供
- 方向性③ 定時性、速達性、安全性を高める通行環境の整備
- 方向性④ シェアサイクル等を活用した細かい移動ツールの提供
- 方向性⑤ まちの拠点としての環境整備
- 方向性⑥ バス停まで歩いていくのが難しい高齢者等の移動手段の確保
- 方向性⑦ 広域連携による移動手段の維持・確保

市民・行政・交通事業者等と一体となった
持続可能な地域公共交通の実現
【計画目標Ⅱ】

- 方向性⑧ 路線バスの維持・確保
- 方向性⑨ 市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直し
- 方向性⑩ バス待ち環境の充実
- 方向性⑪ 運転手の確保に向けた対策の実施
- 方向性⑫ 公共交通の利用促進に向けた意識の醸成
- 方向性⑬ 地域が率先して地域公共交通を守り育てる意識の向上
- 方向性⑭ 地域公共交通の持続可能性と公共交通空白地区の改善が両立する評価基準等を定め PDCAサイクルによる運行管理の実施

評価指標1 公共交通空白地区の改善

公共交通空白地区の解消

評価指標2 公共交通の利用促進

情報案内サービスの認知度向上
バスロケーションシステムの認知度：
17%⇒30%

評価指標3 公共交通に対する満足度の向上

交通の安全性・利便性・マナー
向上の取組の満足度向上
約31%⇒約35%以上

評価指標4 路線バスの利用促進

路線バスの利用者数維持
利用者数：約900万人/年
⇒約900万人/年

評価指標5 市内循環バスの利用促進

市内循環バスの利用者数維持
利用者数：374,299人/年
⇒397,325人/年

評価指標6 バスの利用環境の改善

バス停の上屋、ベンチの整備
バス停の整備数を5箇所以上

評価指標7 シェアサイクルの利用促進

シェアサイクルの貸出回数
貸出回数：約60万台/年
⇒約72万台/年

評価指標8 拠点地域のにぎわいの創出

歩行者交通量の増加
休日午後に朝霞駅南口駅前通りを歩行
する人数：778人/時⇒870人/時

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、朝霞市地域公共交通協議会で毎年、進行管理を行い、計画の実現化を促進する。

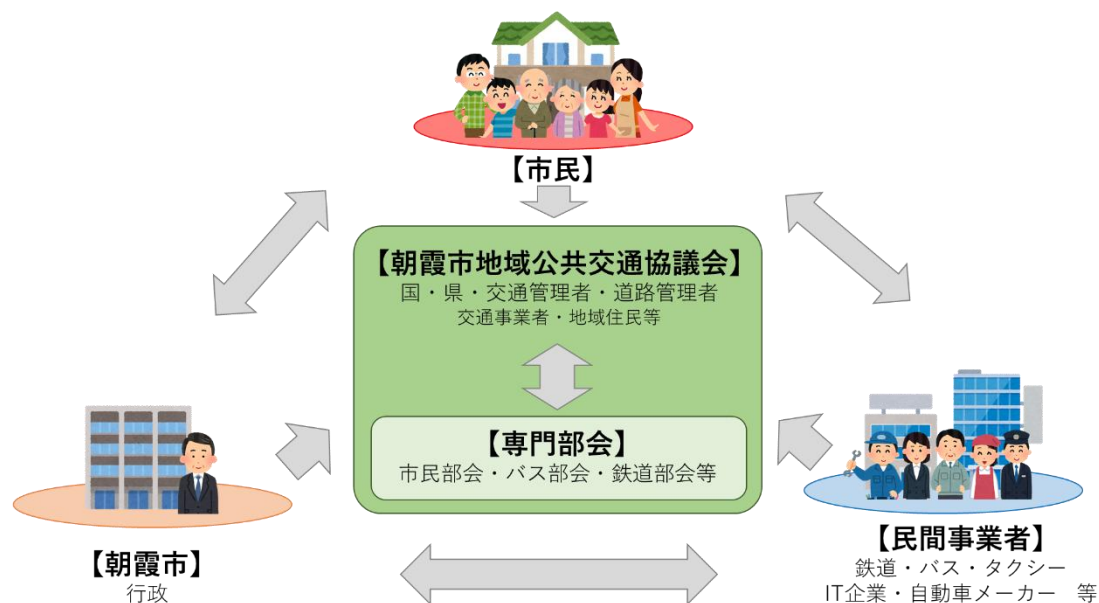


図 10 朝霞市地域公共交通計画の推進に向けた体系イメージ

3 計画進行の管理

本計画の進行にあたっては、定期的に計画期間における目標の達成状況を評価し、毎年朝霞市地域公共交通協議会に報告しつつ、必要に応じて見直し、改善するという PDCA サイクルに基づく評価・検証を行う。

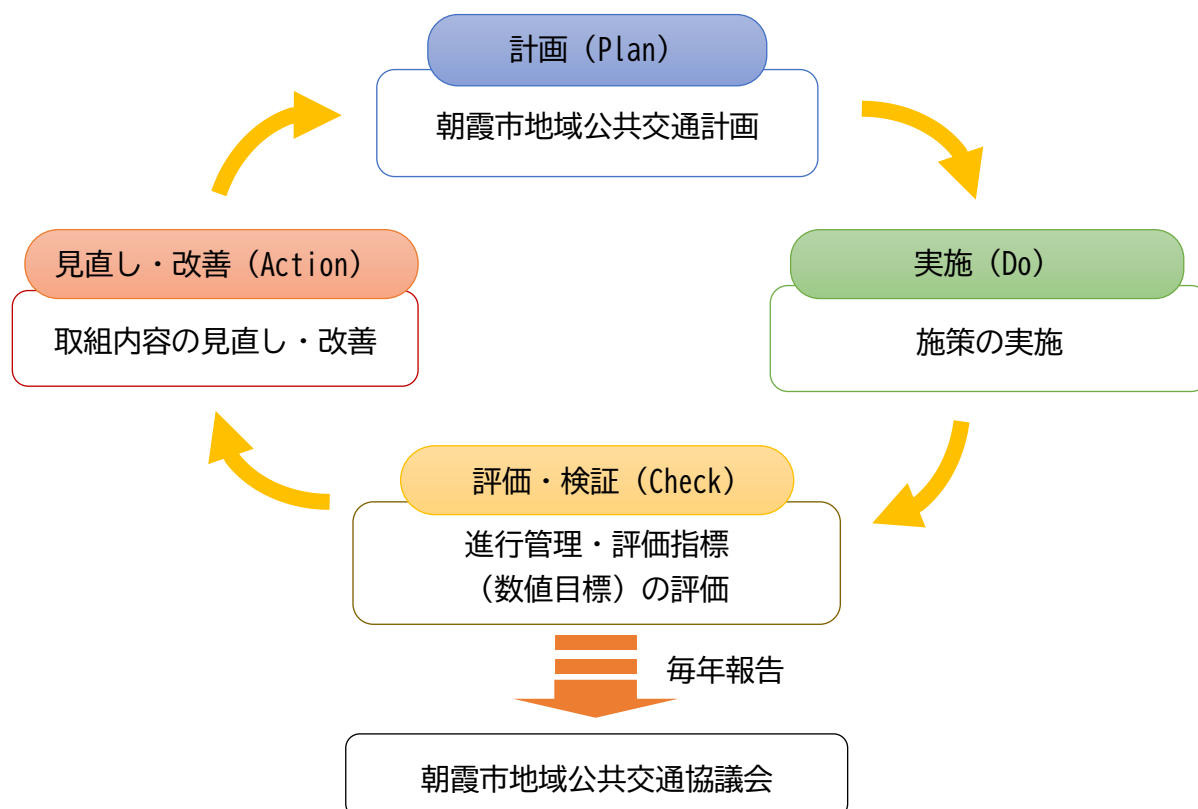


図 11 計画の進行管理イメージ

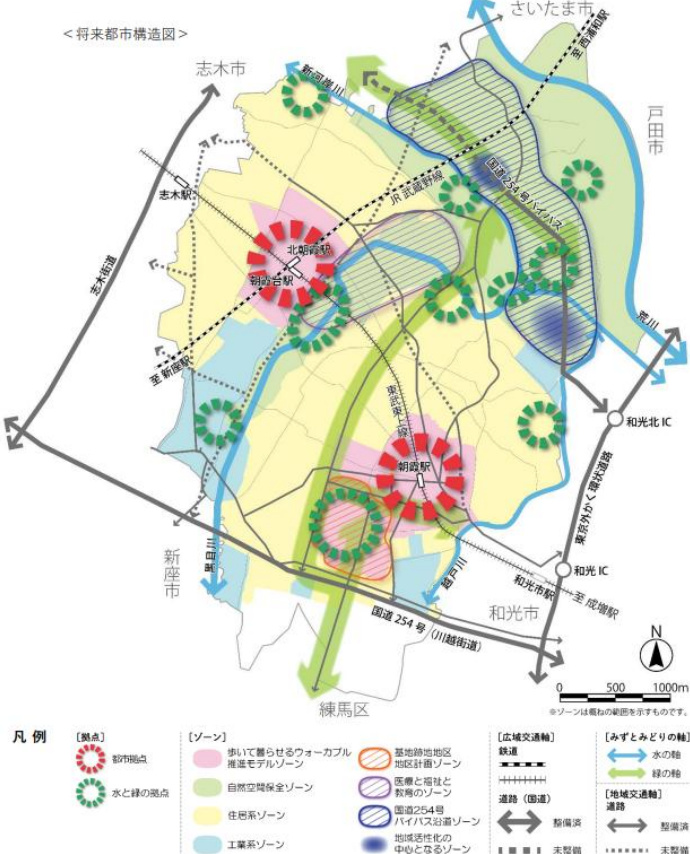
参考資料

上位・関連計画の整理

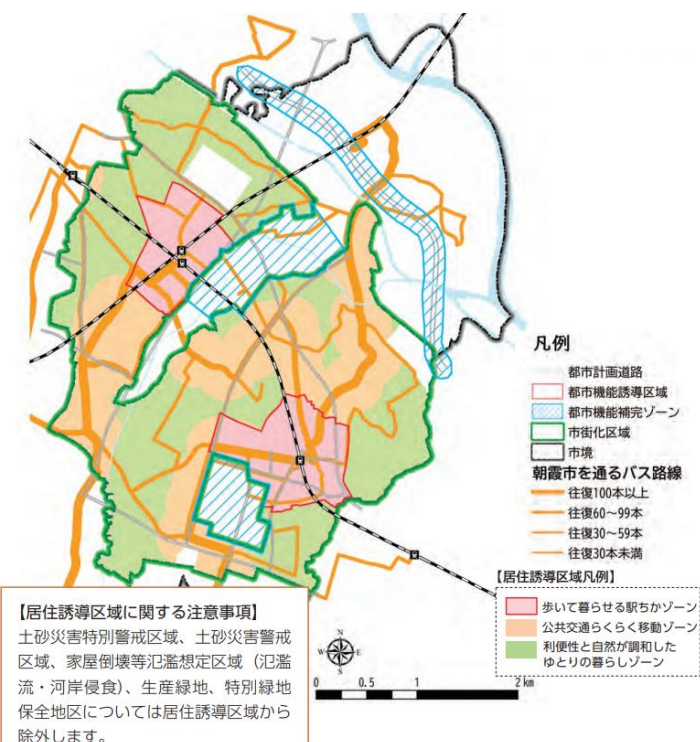
Ⅰ 第6次朝霞市総合計画

■計画期間	・基本構想 令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度 ・前期基本計画 令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度 ・後期基本計画 令和 13(2031)年度から令和 17(2035)年度
■将来像	だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞
■将来像の実現のための基本方向	・安全に、安心して暮らせるまち ・自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち ・快適に暮らせる、にぎわいのあるまち
■公共交通の位置づけ	○道路交通における目指す姿 ・道路、橋梁の整備を進めるとともに、それらの適切な維持・管理を行い、こどもから高齢者まで誰もが安全で快適に道路を利用できるまちを目指します ・市内の公共交通を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します
■具体的な施策	第5章 都市基盤・産業振興 1 土地利用 (1) 利便性の高いまちづくり ②きめ細かな交通ネットワークの形成 地域公共交通計画に基づき、面的な公共交通のネットワークの形成に向けて、既存路線の維持確保や持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組を関係機関と協働で進めます。 歩車道の分離や拡幅予定路線の整備、シェアサイクルの活用等により、誰もが快適に移動できるきめ細やかな交通ネットワークの形成を図ります。 2 道路交通 (2) 良好な交通環境づくり ②公共交通網などの充実・整備 環境負荷の低減、二酸化炭素の排出量の削減などを目指し、シェアサイクルも含めた自転車や公共交通機関の利用への転換を促進します。 深刻な運転手不足など、交通事業者を取り巻く環境が厳しい中、既存路線の維持確保に取り組むとともに、地域と協働で新たな公共交通の導入について検討を進めていきます。 公共交通空白地区の改善を目指し、地域住民と協働で新たな公共交通の導入を検討します。 ① その他交通施設などの充実・整備 駅周辺の交通結節点機能(駅舎、自由通路、バス・タクシー乗場、自転車駐車場、周辺道路)を総合的に充実させるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共交通車両の導入等を促進します。

2 朝霞市都市計画マスタープラン(案)

■計画期間	令和 8(2026)年から令和 28(2046)年
■将来都市構造	・将来都市構造の構成要素として、行政サービスや医療・福祉、商業、文化など都市機能の集積や自然環境の保全の核となる「拠点」、市内及び隣接都市との交通及び自然環境の骨格を形成する「都市軸」、居住環境や土地利用の状況に応じた土地利用方針を表す「ゾーン」を設定  凡例 【拠点】 - 都市拠点 - 水と緑の拠点 【ゾーン】 - 歩いて暮らせるウォークアブル推進モデルゾーン - 自然環境保全ゾーン - 住居系ゾーン - 工業系ゾーン - 基地跡地地区地区計画ゾーン - 医療と福祉と教育のゾーン - 国道254号バイパス沿道ゾーン - 地域活性化の中心となるゾーン 【広域交通軸】 - 鉄道 - 道路(国道) - 整備済 - 未整備 【みずとみどりの軸】 - 水の軸 - 緑の軸 【地域交通軸】 - 道路 - 整備済 - 未整備
■公共交通の位置づけ	まちづくりのテーマ「快適な移動」 ■方針 多様な交通手段でつながる、安全で快適な移動環境のあるウォークアブルなまちを目指します ■実現に向けた取組 (3) 自由な移動を支える ⑦ どこに住んでいても自由に移動できる多彩な交通手段の充実 【例】地域公共交通計画の運用による地域公共交通の充実／交通事業者との連携による路線バスの確保・維持／公共交通空白地区の解消に向けた新たな公共交通の導入／シェアサイクル等の目的地までの最後の区間を補う交通手段の確保／隣接する自治体との広域的な交通手段導入の検討／駅前広場の機能検討 等

3 朝霞市立地適正化計画

■計画期間	令和 5(2023)年から令和 27(2045)年
■まちづくりの方針 (ターゲット)	将来にわたって持続可能な朝霞市のための「次の一手」となる、低炭素型で人が中心となる都市構造の構築
■誘導方針	基本的な誘導方針 ① 都市拠点に都市機能を誘導し拠点性を高めます。 ② 交通利便性の高いバス路線沿線に居住を誘導し公共交通の持続性を高めます。 ③ 自然災害や二次災害による被害が想定されるエリアの災害リスクを低減させるとともに、安全なエリアへの緩やかな誘導を図ります。 「次の一手」のための誘導方針（朝霞市独自のストーリー） ④ 高齢化やバリアフリーにも対応したきめ細やかな交通ネットワークを形成します。 ⑤ 都市拠点内のウォーカブル化（歩いて暮らせる、居心地が良い空間づくり）を推進します。 ⑥ マイカーに依存しない移動手段の促進により低炭素型の交通体系構築を推進します。 ⑦ 建築物の省エネやグリーンインフラの導入等による低炭素型の市街地整備を推進します。 ⑧ 次世代を担う子どもたちのために交通安全対策を推進します。
■誘導区域	 凡例 - 都市計画道路 - 都市機能誘導区域 - 都市機能補完ゾーン - 市街化区域 - 市境 - 朝霞市を通るバス路線 - 往復100本以上 - 往復60～99本 - 往復30～59本 - 往復30本未満 【居住誘導区域凡例】 - 歩いて暮らせる駅ちかゾーン - 公共交通にらくらく移動ゾーン - 利便性と自然が調和したゆとりの暮らしゾーン 【居住誘導区域に関する注意事項】 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）、生産緑地、特別緑地保全地区については居住誘導区域から除外します。

4 朝霞市産業振興基本計画

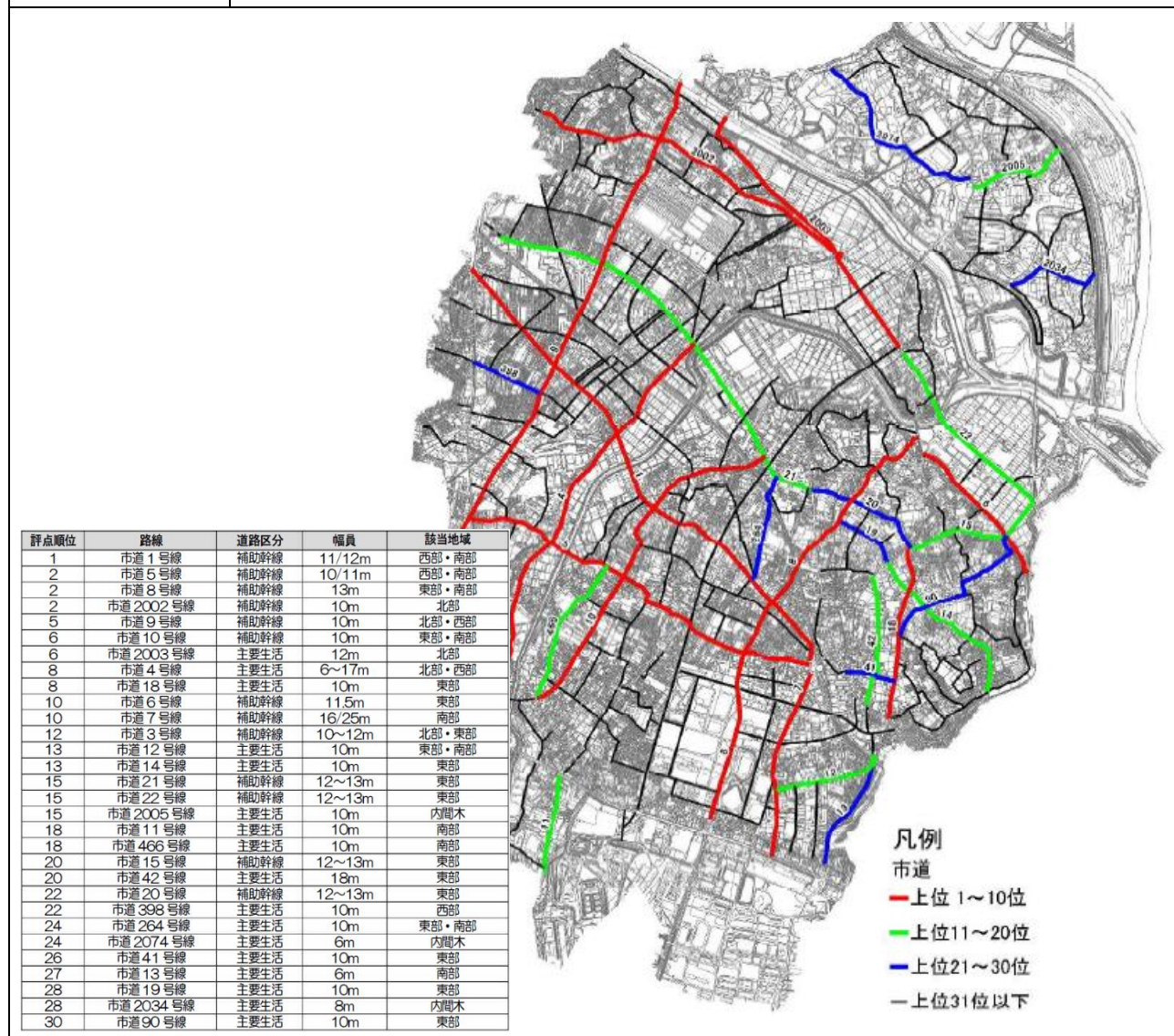
■計画期間	令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度
■目指すべき姿 (基本目標)	市民生活と調和し 豊かな暮らしを実現する あさか産業の振興
■施策の方向性	1 暮らしにマッチした生活環境の創造 2 安心・安全な市民生活を支える産業の活性化 3 社会環境の変化に呼応した新たな産業の創出と育成 4 市民に身近なあさか都市農業の確立 5 産業人材・産業基盤を強化する総合的な支援の充実
■公共交通等に 係る施策	○あさかにマッチした企業誘致と産業集積の推進 (朝霞市産業振興基本計画 55 頁参照) 朝霞市都市計画マスタープランと整合性を図りつつ、関係機関と連携し、一般 国道 254 号和光富士見バイパス周辺等での低未利用地の有効活用や土地区画 整理事業等の支援や検討を行い、本市の特性にマッチした企業誘致を進め、事 業所の増加を図る取組を推進

5 第5期朝霞市地域福祉計画

■計画期間	令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度
■基本理念	支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち
■基本目標	1 地域共生社会の構築 2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現 3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実 4 誰もが安心して生活できる支援の充実
■公共交通・移 動支援等に係る 施策	基本目標 4 誰もが安心して生活できる支援の充実 方向性 (2) 暮らしやすい住まいや代替交通等の支援 市の主な施策 【市内循環バス等の利便性向上】 持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直し に向け検討を行います。また、誰もが移動しやすく利用しやすい移送サービス、 買い物支援を推進します。 主な事業： 市内循環バス等の利便性向上、重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助

6 朝霞市道路整備基本計画

■計画期間	令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度
■みちづくりの基本視点	基本視点 1：安全で快適なみちづくり 基本視点 2：選択と集中によるみちづくり
■目標	・安全で快適な移動空間の確保 ・防災・減災機能の強化 ・まちのにぎわいの創出 ・生活・交通環境に配慮した住みやすいまちの形成 ・効果的かつ効率的なみちづくり
■優先整備路線	限られた財源の中で効率的・効果的に道路の整備を進めるために、整備優先度の考え方をまとめ、都市計画道路※以外の市道について優先的に整備すべき路線を選定

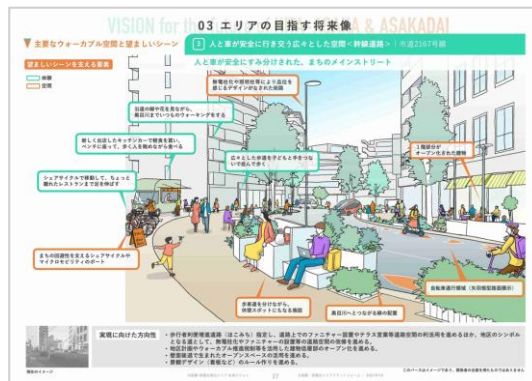


7 都市再生整備計画(朝霞駅周辺地区)

■計画期間	令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度
■事業名	まちなかウォーカブル推進事業
■目標	大目標：住んでいる人、訪れる人の誰もが「居心地が良く、歩きたくなるまち」「人で賑わう魅力的な商業エリア」の創出を図る 目標 1：商店街の活性化と子育て・福祉・文化などの機能集積による魅力ある市民生活の中心となるような空間づくり 目標 2：誰もが安心・安全に移動できる、歩行者優先の歩いて暮らせるまちづくり 目標 3：緑の多面的機能を活用するグリーンインフラの充実
■計画区域の整備方針	【商店街の活性化と子育て・福祉・文化などの機能集積による魅力ある市民生活の中心となるような空間づくり】 ・道路空間の再構築による歩行者空間の拡幅及びイベント等に活用できる空間の確保 【誰もが安心・安全に移動できる、歩行者優先の歩いて暮らせるまちづくり】 ・道路空間の再構築による自動車の速度や通過交通の進入抑制 ・道路空間等に休憩施設を設けるなど、歩きやすい空間を確保 【緑の多面的機能を活用するグリーンインフラの充実】 ・道路空間の再構築等に合わせたグリーンインフラの充実
■その他	・官民連携エリアプラットフォーム「あさかエリアデザイン会議」により、令和 6 年 3 月にエリアビジョン（ベータ版）を策定。 ・本ビジョンは、「居心地が良く、歩きたくなるまち」と「人でにぎわう魅力的な商業エリア」の創出を目指して、官民連携による公園や街路空間の活用を軸に、朝霞だからこそ実現できる朝霞ならではの未来（＝エリアビジョン）を描いたもので、本ビジョンに描かれた将来像の実現に向けた取り組みが進められている。

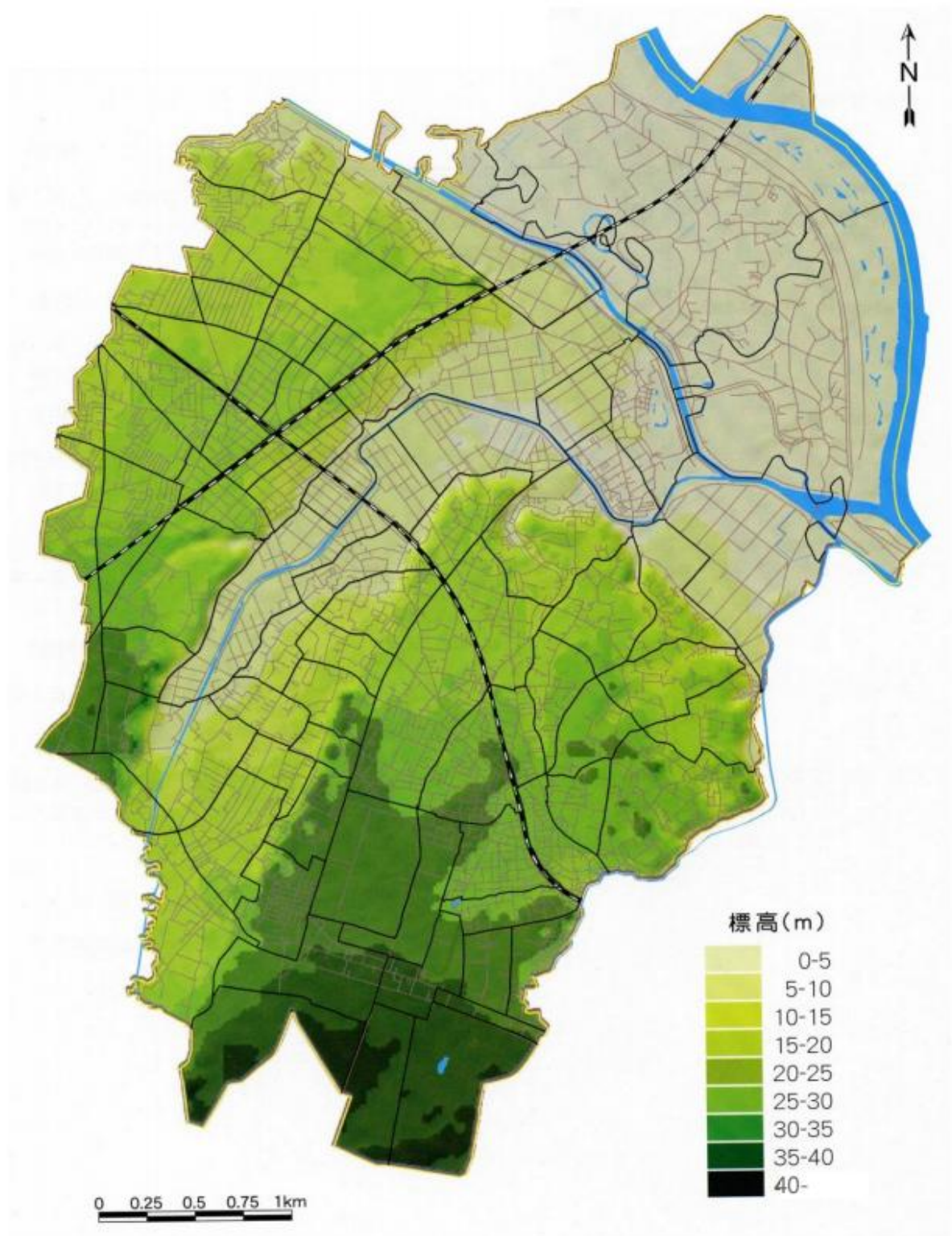
8 都市再生整備計画（北朝霞・朝霞台駅周辺地区）

■計画期間	令和5(2023)年度から令和9(2027)年度
■事業名	都市構造再編集集中支援事業
■目標	大目標：商業・業務機能のバランスよい配置などにぎわい拠点にふさわしい拠点づくりを図るとともに、居住地においては生活に身近な商業機能の充実を図る 目標1：商業の活性化と子育て・福祉・文化などの機能集積による魅力ある市民生活の中心となるような空間づくり 目標2：誰もが安心・安全に移動できる、歩行者優先の歩いて暮らせるまちづくり 目標3：居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり
■計画区域の整備方針	【商業の活性化と子育て・福祉・文化などの機能集積による魅力ある市民生活の中心となるような空間づくり】 ・ 公共施設跡地を活用し、子育て世代包括支援センター、市内7館目となる児童館及び多世代が交流できる地域交流の場として有効活用を図る 【誰もが安心・安全に移動できる、歩行者優先の歩いて暮らせるまちづくり】 ・ 北朝霞駅西口駅前広場の再構築により、歩行者が安全に移動できる空間を確保するとともに、イベント等にも活用できるスペースを創出する 【居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり】 ・ 北朝霞駅西口駅前広場の再構築により、歩行者が安全に移動できる空間を確保するとともに、イベント等にも活用できるスペースを創出する
■その他	・ 官民連携エリアプラットフォーム「北朝霞・朝霞台エリアプラットフォーム」により、令和7年4月に未来ビジョンを策定。 ・ 本ビジョンは、まちなかの価値を向上させるため、将来のまちのイメージを描き、実現に向けた方策案や効果をまとめたもので、本ビジョンに描かれた将来像の実現に向けた取り組みが進められている。



(2) 地形

本市は、東西約 4.6km、南北約 6.3km で、面積約 1,834ha となっている。地形は、武蔵野台地(約 70%)と荒川低地(約 30%)にわけられ、起伏に富んだ地形となっている。市役所の位置で、海拔 30.15m で、市内の最大高低差は約 53m となっている。



(出典：朝霞市都市計画マスタープラン(H28.11))

図 13 地形図

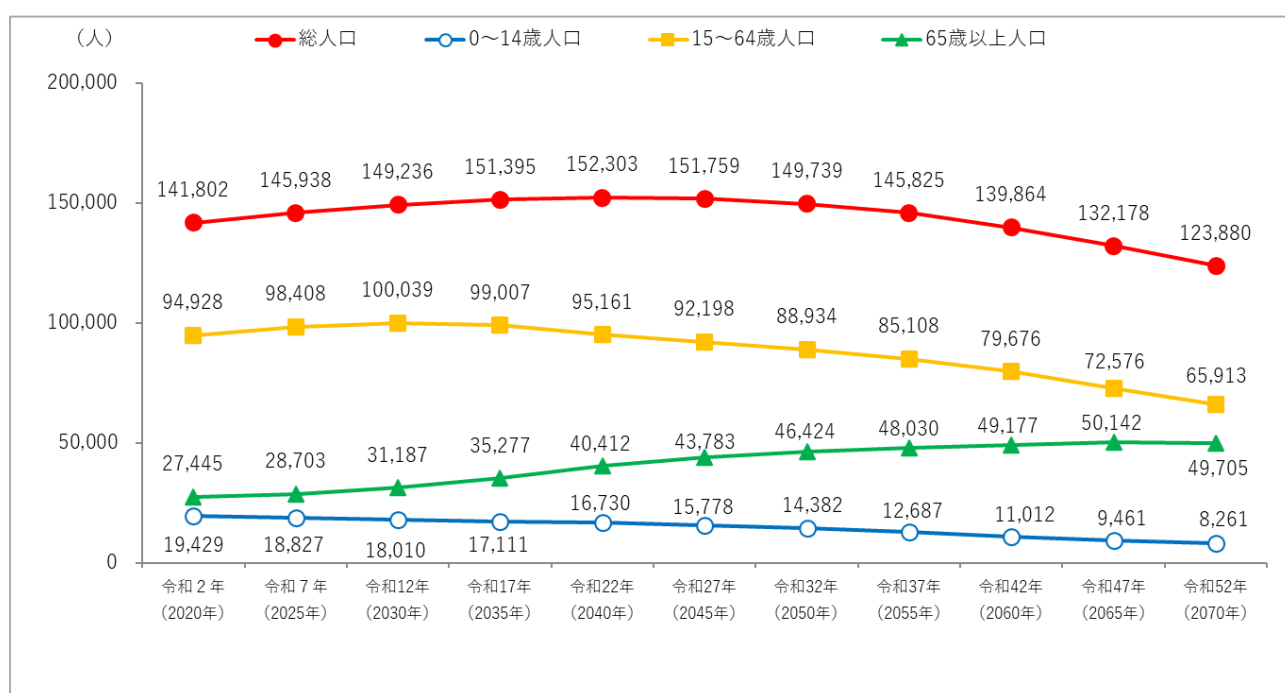
2 人口動向

(1) 人口の推移と将来の見通し

令和 7(2025)年時点の総人口は 145,938 人で増加傾向にあるが、将来推計値では令和 22(2040)年以降減少に転じる見通しである。

65 歳以上人口は令和 7(2025)年時点で 28,703 人となっている。高齢化率は 19.7%程度と埼玉県全体の 26.8%を大きく下回っているが、将来的には右肩上がりに増加し、令和 22(2040)年時点で 25%を超えている見通しである。

また図 15 に示した平成 27(2015)年と令和 2(2020)年の地域別人口の増加率を見ると、朝霞駅を中心とした市内南東部と、朝霞台駅・北朝霞駅から志木市との市境にかけての市内北西部では人口が増加している地域が多い一方で、黒目川沿い・新河岸川沿いの地域、内間木地区などでは人口減が進んでいる。



(出典：第6次朝霞市総合計画)

※将来人口については、「第6次朝霞市総合計画策定に向けた人口推計（人口シミュレーション）（令和6年（2024年）8月）」に基づき、令和7年1月1日時点の住民基本台帳人口で算出しています。

図 14 人口の推移と将来の見通し